

第9章 その他

第1節 公的医療機関等及び社会医療法人の役割

1 現状

公的医療機関等¹⁴⁹及び社会医療法人¹⁵⁰の現状は以下のとおりです。

(1) 公的医療機関等及び社会医療法人の有する病床

岐阜県における公的医療機関等及び社会医療法人は、令和5年11月1日現在、36病院であり、全病院（94病院）の既存病床の半数以上を有しています。

表 3-9-1-1 県内の病院数及び病床数（令和5年11月1日現在）

	①公的医療機関等 及び社会医療法人	②全病院合計	①/②
病院数 (単位：件)	36	94	38.2%
病床数 (単位：床)	10,994	19,288	56.9%

【出典：岐阜県健康福祉部医療整備課調べ】

(2) 公的医療機関等の果たす役割

公的医療機関等及び社会医療法人は、特定機能病院、救急告示医療機関、災害拠点病院、救命救急センター、へき地医療拠点病院など、政策医療や地域に貢献できる病院として機能することが求められています。

特に、災害拠点病院や救命救急センターはより広域的な対応が求められ、災害時においては、患者の受入れ及び搬送を行う広域搬送への対応、重篤救急患者への高度診療、医療救護チームの派遣等、その使命を果たす必要があります。

また、新興感染症発生・まん延時における医療については、感染症法第36条の2の規定により、公的医療機関等には、①病床の確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察、④後方支援、⑤医療人材派遣等のうち、当該医療機関が講ずべきものとして知事の通知を受けたときは、通知に基づく措置を講じなければならないこととされています。

¹⁴⁹ 公的医療機関等：独立行政法人国立病院機構、日本赤十字病院、自治体病院（地方独立行政法人を含む）、厚生農業協同組合連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構、地域医療支援病院、特定機能病院。

¹⁵⁰ 社会医療法人：救急医療やへき地医療、周産期医療など、特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人。

表 3-9-1-2 公的医療機関等及び社会医療法人の一覧 (令和5年11月1日現在)

圏域	施設名称	病床数	救命救急センター ※1	救急告示医療機関 ※2	災害拠点病院 ※3	へき地医療拠点病院	周産期医療センター ※4	小児救急医療拠点病院	地域医療支援病院
岐阜	岐阜県総合医療センター	620	○	○	◎	○	◎	○	○
	岐阜市民病院	565		○	○		△		○
	岐阜大学医学部附属病院	614	◎	○	◎		○		
	岐阜赤十字病院	311		○	○				○
	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	401		○					
	社会医療法人清光会 岐阜清流病院 *	372		○		○			
	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	43							
	羽島市民病院	281		○					
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	284		○					
	公立学校共済組合東海中央病院	332		○					○
	社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院 *	501		○	○	○			○
西濃	大垣市民病院	817	○	○	○		○	○	○
	社会医療法人緑峰会 養南病院 *	176		△					
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	140		○		○			
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西濃厚生病院	400		○	○	○			
中濃	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	495	○	○	○	○			
	美濃市立美濃病院	122		○					
	郡上市民病院	150		○		○			
	県北西部地域医療センター国保白鳥病院	46		○					
	社会医療法人白鳳会 鷺見病院 *	149		○					
	社会医療法人厚生会 中部国際医療センター *	502		○	○	○			○
	社会医療法人厚生会 中部脳リハビリテーション病院 *	150		○					
独立行政法人地域医療連携推進機構 可児とうのう病院	190		○						
東濃	岐阜県立多治見病院	553	○	○	○		○	○	○
	社会医療法人厚生会 多治見市民病院 *	250		○					
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	270		○		○			
	土岐市立総合病院	350		○					
	社会医療法人聖泉会 聖十字病院 *	215		△					
	総合病院中津川市民病院	360		○	○				
	市立恵那病院	199		○		○			
	国民健康保険上矢作病院	56		○					
飛騨	高山赤十字病院	394	○	○	○	○	○	○	○
	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	300		○	○	○			
	国民健康保険飛騨市民病院	81		○		○			
	岐阜県立下呂温泉病院	206		○		○			
	下呂市立金山病院	99		○		○			

* 社会医療法人 Φ 特定機能病院

※1 ◎高度救命救急センター

※2 △精神科救急医療施設

※3 ◎基幹災害拠点病院 ○地域災害拠点病院

※4 ◎総合周産期母子医療センター ○地域周産期母子医療センター △周産期医療支援病院

第2節 薬局の役割

1 現状と課題

(1) 現状

① 医薬分業

医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し、国民医療の質的向上を図るため、医薬分業を推進していますが、県内における医薬分業率は、全国値を下回っています。圏域別に見てみると、岐阜及び西濃圏域が県全体の値を下回っており、特に西濃圏域において医薬分業が進んでいない状況です。

表 3-9-2-1 圏域別の医薬分業状況 (単位：%)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
岐阜	65.1	66.3	67.1	68.0	67.5
西濃	51.2	52.7	53.7	54.4	57.9
中濃	72.2	72.9	73.9	75.6	76.1
東濃	79.9	81.2	81.8	83.4	83.4
飛騨	74.5	76.5	76.9	79.6	81.0
県	68.3	69.4	70.2	70.5	70.8
全国	72.8	74.0	74.9	75.7	75.3

【出典：国民健康保険事業状況（岐阜県）、医薬分業進捗状況（日本薬剤師会）】

② かかりつけ薬局

かかりつけ薬局は、地域において必要な医薬品の供給拠点であると同時に、医薬品、薬物療法等に関して安心して相談できる身近な存在であることが求められています。

医薬品医療機器等法では、24時間対応、医療機関等との連携といった基本的な機能に加え、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局を健康サポート薬局として位置づけており、令和5年10月1日時点で36薬局が健康サポート薬局の届出を行っています。

また、令和3年8月から医薬品医療機器等法に基づき、入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局を地域連携薬局として、がん等の専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局を専門医療機関連携薬局として知事が認定する制度が開始されています。令和5年10月1日時点で地域連携薬局として46薬局、専門医療機関連携薬局として1薬局（ピノキオ薬局 中央店：岐阜県岐阜市野一色4丁目7番2号）が認定を受けています。

③ 在宅医療への参加

薬局が在宅医療における役割を担うために必要な在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っている薬局については、平成30年3月時点では、保険薬局の約95%でしたが、令和5年3月時点では保険薬局の約96%を占めています。

また、在宅患者調剤加算の届出をしている薬局も、平成30年3月時点では、保険薬局の約20%でしたが、令和5年3月時点では保険薬局の約35%を占めています。

在宅医療に参加する薬局は県全体では増えているものの、圏域の偏りも大きく、さらなる提供体制の充実が必要です。

表 3-9-2-2 圏域別の在宅医療関連薬局数（一部再掲）

（単位：ヶ所）

	薬局		保険薬局		在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局 ⁵¹		在宅患者調剤加算届出薬局	
	平成30年3月	令和5年3月	平成30年3月	令和5年3月	平成30年3月	令和5年3月	平成30年3月	令和5年3月
岐阜	466	503	447	477	422	457	115	179
西濃	142	145	138	139	129	135	15	43
中濃	168	167	165	165	154	155	31	43
東濃	164	167	163	166	160	163	24	64
飛騨	81	81	80	81	75	80	11	26
県	1,021	1,063	993	1,028	940	990	196	355

【出典：岐阜県衛生年報（岐阜県）、保険薬局指定一覧・届出医療機関名簿（東海北陸厚生局）】

（2）必要となる薬局の機能

① 医薬分業の推進

県内における医薬分業率は、全国値を下回っているものの、年々増加しています。

なお、地域によっては処方箋発行枚数が少なく医薬分業が進んでいないケースもあることから、国が示す「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局のメリットを広く医療機関及び県民に対し理解を深める取組みを実施するなど地域の実情に応じた患者本位の医薬分業を推進していく必要があります。

② かかりつけ薬局の推進

国において新たに制度化された地域連携薬局・専門医療機関連携薬局は、かかりつけ薬局における機能や高度薬学管理機能のほか、地域において、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信等を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組みも期待されます。

そのため、これまで県民による主体的な健康の維持・増進の支援を実施してきた健康サポート薬局とともに、地域連携薬局・専門医療機関連携薬局を中心としたかかりつけ薬局を普及・定着させていく必要があります。

③ 在宅医療への対応

県では、かねてより薬剤師による在宅訪問指導に必要な技術（無菌調剤、バイタルサインの取得等）の習得研修や、在宅医療への参加を希望する薬剤師が在宅医療に参加している薬剤師に同行する研修等に取り組んでいます。

薬局の在宅医療への参加を推進していくうえで、多様な病態の患者に対応できる技術や経験の取得に加え、医療機関等とのさらなる連携強化が必要です。

⁵¹ 在宅患者訪問薬剤管理指導届出薬局：在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生（支）局長に届け出ている薬局。

(3) 主な課題

(1)、(2) を踏まえ、以下の課題があると考えられます。

圏域	番号	課題
全圏域	①	在宅医療に積極的に参加可能なかかりつけ薬剤師・薬局の確保
	②	在宅医療参加を促進するための地域の医療機関等との連携強化
	③	薬局の在宅医療への参加に対する地域住民、医療機関・従事者、介護関係機関・従事者等の理解の促進
	④	健康サポート薬局や地域連携薬局・専門医療機関連携薬局をはじめとしたかかりつけ薬剤師・薬局のメリットとその必要性に関する周知の促進
	⑤	地域の状況に応じた患者本位の医薬分業の推進

2 対策

(1) 目指すべき方向性

<p>○かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着を図る取組みを実施する等、地域の状況を踏まえた患者本位の医薬分業を推進していきます。</p> <p>○かかりつけ薬剤師・薬局の在宅医療への参加を促進するため、地域の医療機関等と連携強化を図ります。</p>

(2) 数値目標

課題	指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標値 (令和11年度)
—	アウトカム 指標	訪問薬剤管理指導を受けた患者数	岐阜	2,329人 (令和3年)	3,486人以上
			西濃	378人 (令和3年)	712人以上
			中濃	432人 (令和3年)	562人以上
			東濃	979人 (令和3年)	1,835人以上
			飛騨	138人 (令和3年)	249人以上
			県	4,256人 (令和3年)	6,844人以上
①	ストラクチャー 指標	在宅療養患者に対する薬学的管理・指導を年10回以上実施している薬局数	岐阜	179ヶ所 (令和5年3月)	268ヶ所以上
			西濃	43ヶ所 (令和5年3月)	81ヶ所以上
			中濃	43ヶ所 (令和5年3月)	56ヶ所以上
			東濃	64ヶ所 (令和5年3月)	120ヶ所以上
			飛騨	26ヶ所 (令和5年3月)	47ヶ所以上
			県	355ヶ所 (令和5年3月)	572ヶ所以上

(3) 今後の施策

- かかりつけ薬剤師・薬局の在宅医療への参加を促進するため、訪問薬剤指導を実施する人材の育成及び薬局における在宅医療を担う医療従事者の育成、多職種との連携強化を支援する取組みを実施します。(課題①②⑤)
- かかりつけ薬剤師・薬局の在宅医療への参加について理解を深めるため、様々な機会を捉えて、医療関係者、介護関係者、地域住民等に対し広く周知します。(課題③④⑤)
- 地域で暮らす患者本位の医薬分業を実現するため、県薬剤師会等と連携し、薬局に対し健康サポート薬局の届出や地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定取得を促すなどかかりつけ薬剤師・薬局の育成を図ります。
また、薬剤師の職能PRや健康サポート薬局や地域連携薬局・専門医療機関連携薬局をはじめとしたかかりつけ薬剤師・薬局の必要性を県民に周知します。(課題④⑤)

3 医療機関一覧

健康サポート薬局

(令和5年10月1日現在)

圏域	薬局名称	所在地
岐阜	合名会社だるまや薬局	羽島郡笠松町上本町 80
	クオールぎなん薬局	羽島郡岐南町野中 3-211
	愛進堂三ツ池薬局	各務原市鷺沼三ツ池町 5-239-1
	スマイル薬局いしやま店	各務原市那加石山町 1-132-1
	株式会社ウラタ薬局 新町店	各務原市那加前洞新町 4-179
	コトブキ調剤薬局	岐阜市加納城南通 1-24
	南しいのみ薬局	岐阜市芥見南山 2-8-47
	ハロー薬局 さぎ山店	岐阜市鷺山北町 8-31
	たんぼぼ薬局 市橋店	岐阜市市橋 3-8-2
	ピノキオ薬局 忠節店	岐阜市島栄町 3-12-1
	しいのみセンター薬局	岐阜市北山 1-14-27
	太平調剤薬局 緑町店	瑞穂市本田 1018-1
	ハロー薬局 いなば店	各務原市小佐野町 6-84-3
西濃	しょうなん調剤薬局 神戸店	安八郡神戸町神戸字西浦 1706- 1
	アイセイ薬局南濃店	海津市南濃町松山 195-1
	アイセイ薬局 揖斐川店	揖斐郡揖斐川町三輪 105
	瑠璃光薬局	養老郡養老町船附 1343
中濃	ハロー薬局 白川店	加茂郡白川町坂ノ東字御堂前 5779-1
	コーヨー調剤薬局	可児郡御嵩町中 2348-8
	しいのみ薬局	関市上白金 105-1
	山田薬局	郡上市白鳥町白鳥 123-2
	ココカラファイン薬局下米田店	美濃加茂市下米田町小山 1044
	クオール薬局加茂店	美濃加茂市古井町下古井 608
	クオールみどり薬局	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3555-60
東濃	エール調剤薬局瑞浪店	瑞浪市山田町 671-12
	ジェーシーエス調剤薬局 幸店	多治見市幸町 8-58-3
	エール調剤薬局前畑店	多治見市前畑町 3-76-5
	エール調剤薬局 宮前店	中津川市宮前町 776-1
	ココカラファイン薬局駒場店	中津川市駒場西山 1666-3741
	アイセイ薬局 中津川市民病院前店	中津川市駒場西山 1666-3908
	エール調剤薬局 坂下店	中津川市坂下 878-1
	エール調剤薬局 中津川バイパス店	中津川市中津川 1213-8
	ハロー薬局 田瀬店	中津川市田瀬 972-1
	くりの木薬局	中津川市苗木那木 3720-1 コーポガーデン 1 階
飛騨	V・drug 高山中央薬局	高山市岡本町三丁目 43-1
	グリーン薬局久美愛病院前店	高山市上切町 317-1

地域連携薬局

(令和5年10月1日現在)

圏域	薬局名称	所在地
岐阜	クオールぎなん薬局	羽島郡岐南町野中 3-211
	ピノキオ薬局 忠節店	岐阜市島栄町 3-12-1
	ピノキオ薬局 蘇原店	各務原市蘇原柿沢町 1-41-1
	ウエルシア薬局岐阜加納本石町店	岐阜市加納本石町 1-1
	有限会社大氣 太平調剤薬局又丸店	岐阜市又丸宮東 19-3
	ケイ調剤薬局 鹿島店	岐阜市鹿島町 5-13
	しいのみセンター薬局	岐阜市北山 1-14-27
	ユタカ薬局黒野	岐阜市折立字村前 873-3
	日本調剤一色薬局	岐阜市北一色 10-23-11
	クルーズ薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣北 4-88
	なの花薬局 駒爪店	岐阜市西駒爪町 19
	たんぼぼ薬局 長森店	岐阜市北一色 10-23-6
	日本調剤 岐阜中央薬局	岐阜市鹿島町 6-16
	たんぼぼ薬局 シティタワー店	岐阜市橋本町 2-52 シティ・タワー43 3階
	たんぼぼ薬局 新笠松店	羽島郡笠松町田代 279-2
	たんぼぼ薬局 岐阜駅前店	岐阜市神田町 9-27 大岐阜ビル 2階B号室
	ハロー薬局 さぎ山店	岐阜市鷺山北町 8-31
	きむら調剤薬局	岐阜市旦島 1-6-13
	たんぼぼ薬局 岐阜県庁南店	岐阜市藪田南 3-13-1
	南しいのみ薬局	岐阜市芥見南山 2-8-47
	たんぼぼ薬局 那加店	各務原市那加土山町 2-229
	アイン薬局 まつなみ健康増進クリニック店	羽島郡笠松町泉町 10
	たんぼぼ薬局 市橋店	岐阜市市橋 3-8-2
	総合医療支援薬局	岐阜市切通 3-1-1
	アイン薬局那加店	各務原市那加西市場町 7-288-3
	きらら調剤薬局	岐阜市北一色 10-11-12
	たんぼぼ薬局 岐阜中央店	岐阜市野一色 4-5-14
	グリーン薬局 東海中央病院前店	各務原市蘇原東島町 4-56-1 J・ARTビル1階
	ファーマライズ薬局 鵜沼川崎店	各務原市鵜沼川崎町 2-128-1
	太平調剤薬局 緑町店	瑞穂市本田 1018-1
たんぼぼ薬局 ほづみ駅前店	瑞穂市別府字堤内三ノ町 995	
西濃	ピノキオ薬局 三津屋店	大垣市三津屋町 5-1-5
	さくら薬局 海津店	海津市海津町福江 656-1
	アイセイ薬局 南濃店	海津市南濃町松山 195-1
	たんぼぼ薬局 垂井店	不破郡垂井町 2210-45
	アイン薬局大垣南店	大垣市南若森町 252-2
	アイセイ薬局 揖斐川店	揖斐郡揖斐川町三輪 105
中濃	海薬局	関市下有知 5228-1
	しいのみ薬局	関市上白金 105-1
	ハロー薬局 白川店	加茂郡白川町坂ノ東御堂前 5779-1

圏域	薬局名称	所在地
東濃	日本調剤多治見薬局	多治見市前畑町 5-108-5 1階
	日本調剤土岐薬局	土岐市土岐津町土岐口 703-24
	アイセイ薬局 駒場店	中津川市駒場字大峽 1547-59
	ハロー薬局 田瀬店	中津川市田瀬 972-1
飛騨	V・drug 高山中央薬局	高山市岡本 3-43-1
	アイセイ薬局 下呂店	下呂市森字上ヶ平 2331-3

第3節 病床機能の情報提供の推進

1 現状

(1) 病床機能報告制度

病床機能報告制度は、医療資源の効果的かつ効率的な活用を図る観点から、一般病床及び療養病床を有する病院及び診療所がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で、都道府県に報告する制度です。

報告された情報を公表し、地域医療構想とともに示すことにより、地域の医療機関や住民等が地域の医療提供体制の現状と将来の姿について共通認識を持つことができます。また、医療機関の自主的な取組み及び医療機関相互の協議によって、医療機能の分化・連携を進められるようになります。

① 病床機能報告制度における報告項目

病床機能報告制度においては、毎年7月1日時点及び令和7年（2025年）7月1日時点の病床機能の予定、具体的な医療の内容、構造設備・人員配置等に関する項目等が報告事項となっています。

表 3-9-3-1 病床機能報告制度における報告事項

報告事項	内容
7月1日時点における病床機能	病棟単位で、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の中から、いずれか一つを各医療機関が自主的に選択
具体的な医療の内容に関する項目	算定する入院基本料等の状況、手術の実施状況等（レセプトの集計結果を元に報告）
構造設備・人員配置等に関する項目	医療従事者及び医療機器の配置状況、入院前、退院後の入院患者の状況等
令和7年（2025年）7月1日時点の病床機能の予定	病棟単位で、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能の中から、いずれか一つを各医療機関が自主的に選択

表 3-9-3-2 医療機能の名称及び内容（再掲）

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL（日常生活動作）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障がい者（重度の意識障がい者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

(2) 本県における医療機能ごとの病床の状況について

① 報告の対象となる医療施設数

調査基準日時点において、一般病床及び療養病床の許可病床を有する病院及び有床診療所が報告対象となります。令和4年度病床機能報告制度では、報告対象となる医療機関数は201か所あり、圏域別の数は以下のとおりとなっています。

表 3-9-3-3 報告の対象となる医療施設数

(単位：ヶ所)

圏域	病院	有床診療所
岐阜	37	58
西濃	12	22
中濃	17	17
東濃	12	13
飛騨	7	6
県合計	85	116

【出典：令和4年度病床機能報告（岐阜県）】

② 病床機能報告結果

令和4年度病床機能報告制度において、各医療機関が令和4年7月1日時点及び令和7年(2025年)7月1日時点の予定として病床機能を選択した状況は以下のとおりとなっています。

全ての圏域において、令和4年7月1日時点の「回復期」の病床機能が必要病床数(第2部第1章第2節(表2-1-4 将来(令和7年(2025年))における病床の必要量(必要病床数))と比較して不足している状況となっていますが、令和7年7月1日時点(予定)では、飛騨圏域を除いて不足するものの、不足量は減少する見込みです。

表3-9-3-4 令和4年7月1日時点の機能 (単位:床)

圏域	全 体 (許可病床数)	区 分				
		高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中
岐阜	7,697	1,509	2,990	1,095	1,721	382
西濃	2,697	313	1,332	465	531	56
中濃	2,654	350	1,332	403	491	78
東濃	2,487	328	1,243	447	263	206
飛騨	1,305	16	691	272	273	53
県合計	16,840	2,516	7,588	2,682	3,279	775

【出典:令和4年度病床機能報告(岐阜県)】

※「休棟中」とは、「休棟中(今後再開する予定)」と「休棟中(今後廃止する予定)」の合算

表3-9-3-5 令和7年(2025年)7月1日時点の機能の予定 (単位:床)

圏域	全 体 (許可病床数)	区 分				
		高度 急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答
岐阜	7,552	1,509	3,105	1,255	1,646	37
西濃	2,338	298	1,098	496	413	33
中濃	2,588	350	1,332	395	457	54
東濃	2,443	328	1,342	510	263	0
飛騨	1,191	16	665	326	174	10
県合計	16,112	2,501	7,542	2,982	2,953	134

【出典:令和4年度病床機能報告(岐阜県)】

第4節 医療費の適正化の推進

1 現状と課題

国においては、少子高齢化の急速な進展や経済の低成長等、社会・経済情勢の変化に対応しながら、国民皆保険を堅持し医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため医療構造改革に取り組んでいます。こうした中、平成18年（2006年）の医療制度改革において、医療費適正化計画に関する制度が創設されました。

これを受け本県では、平成20年度から平成24年度を計画期間とする「岐阜県医療費適正化計画」、平成25年度から平成29年度を計画期間とする第2期岐阜県医療費適正化計画及び平成30年度から令和5年度を計画期間とする第3期岐阜県医療費適正化計画を策定し、県民の健康保持の推進や医療の効率的な提供の推進のため、各種施策に取り組んできました。

厚生労働省が公表している概算医療費によると、令和4年（2022年）度の本県の医療費は6,799億円で、平成27年（2015年）度から約8%増えています。また、同じく厚生労働省が公表している国民医療費によると、令和2年（2020年）度の本県の人口一人当たりの医療費は33万1,800円で、平成27年度から約1%増えています。

今後、本県の人口は、令和32年（2050年）には約137万人と、令和2年の人口から約61万人減少すると見込まれますが、15-64歳は47万人の減少に対し、65歳以上の高齢者は4万人の減少と見込まれています。

こうした背景を踏まえ、引き続き県民の健康増進や医療の効率的な提供を推進し、医療費の適正化に取り組む必要があります。

2 目指すべき方向性

- | |
|--|
| ○「県民の健康の保持」と「医療の効率的な提供」により、高齢者を中心とした医療費の伸びの適正化に取り組むことで、将来にわたって持続可能な医療提供体制の確保を図ります。 |
|--|

3 今後の施策

- 特定健康診査・特定保健指導の効果的な推進
- 生活習慣病等の発症予防と重症化予防
- たばこ対策、予防接種、高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防、その他予防・健康づくりの推進
- 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進、医薬品の適正使用の推進
- 病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの深化・推進
- 医療資源の効果的・効率的な活用
- 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進
- その他医療費適正化の取組み

※具体的な施策は、「第4期岐阜県医療費適正化計画」に基づき実施します

第5節 国民健康保険の運営

1 現状と課題

市町村が行う国民健康保険は、地域住民の医療受診機会の確保と健康保持増進に重要な役割を果たしてきました。

しかし、急速に進む少子高齢化や就業構造の変化などの社会経済情勢の変化によって、国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険は、その事業運営に大きな課題を抱えています。

平成27年の国民健康保険制度改革関連法では、地域住民と身近な関係の中、市町村が引き続き、資格管理や、保険給付、保険料率の決定、保険料（税）の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担う一方、制度の持続可能性を確保するため、平成30年度以降は、県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととされました。

この新たな国民健康保険制度が開始して6年が経過しましたが、都道府県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、令和11年度までの期間は、保険料水準の統一に向けた取組みを加速化させる期間と位置付けられたところです。

こうした現状を踏まえ、国民健康保険財政の安定化や、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度の構築を目指すとともに、市町村間の医療費水準の平準化や医療費の適正化に取り組んでいく必要があります。

2 目指すべき方向性

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○国民健康保険制度の将来にわたる安定的な運営を図ります。○市町村間の医療費水準の格差の平準化を進めます。○県及び市町村が一体となり、医療費の適正化に取り組みます。 |
|---|

3 今後の施策

- 健康・医療情報等を活用した医療費水準格差の分析（見える化）と効果的な施策の推進
- データヘルスの推進
- 保健事業の実施計画（第3期データヘルス計画）の推進
- 特定健康診査等の実施率の向上
- 重複受診、重複投薬等の抑制など適正受診の促進
- 医療費や後発医薬品差額通知等に関する情報提供の促進

※具体的な施策は、「第3期岐阜県国民健康保険運営方針」に基づき実施します